

# 白岡市公共施設再編実行計画審議会条例の概要

## 1 制定の理由

白岡市公共施設再編実行計画に係る必要な調査及び審議を行うことを目的として、白岡市公共施設再編実行計画審議会を設置するため、本条例を制定するものである。

## 2 条例の概要

### (1) 第1条関係

白岡市公共施設再編実行計画審議会の設置について定める。

### (2) 第2条関係

審議会の所掌事務について定める。

### (3) 第3条及び第4条関係

審議会は、委員10名以内をもって組織し、委員の任期は、答申が終了するまでの期間とする旨を定める。

### (4) 第5条から第7条関係

会長及び会議の運営について定める。

### (5) 第8条関係

審議会の庶務は、経営企画部ファシリティマネジメント推進課において処理する旨を定める。

### (6) 第9条関係

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める旨を規定する。

## 3 施行期日等

### (1) 附則第1項関係（施行期日）

施行期日は、公布の日とする。

### (2) 附則第2項関係（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

白岡市公共施設再編実行計画審議会委員の報酬及び費用弁償について定める。